

仕 様 書
(物 品 購 入)

品 名	製 造 会 社 名	数 量 (単位)	同 等 品 について (可・不可)
	規 格 ・ 品 番		
空調機	ダイキン工業株式会社製 (型番) SZRA80CV ※グループ遠方制御アダプター (KRP4A3) 1 個、遠方制 御アダプター取付箱 (KRP4A93) 1 個、配管一式を含む。	1 (台)	可

- 納期 令和9年3月31日(水)
- 納入場所 三原中央シェルター内 三原市円一町2丁目1番3号
- 所管課 デジタル化戦略課 (担当者: 清瀬 TEL: 0848-67-6195)
- 同等品について
- 同等品を認めるものについて、同等品を見積る場合は、令和8年6月25日(木) 17時までに所管課にカタログ等を提示して、同等品以上と認められるかどうか必ず審査を受けてください。
- 質問について
- 本仕様書についての質問は、令和8年6月25日(木) 17時までに担当課にメール送信してください。(メールアドレス: joho@city.mihara.hiroshima.jp) 送信後、所管課へ電話連絡してください。
回答は令和8年6月29日(月) 12時までに三原市ホームページに掲載します。
- ※質問書の様式は三原市ホームページ ([入札・調達情報](#)→[見積希望物品](#)) にあります。

特記仕様書

- 1 本調達範囲は次のとおりとする。
 - (1) 空調機の発注
 - (2) 既設品の撤去及び廃棄処分（冷媒の回収及び破壊処理を含む）
 - (3) 空調機の運搬、据付け及び電源・配線・ダクト工事
 - (4) 前各号に必要な雑材料及び消耗品の調達
 - (5) 発注者への完了報告
 - (6) 発注者が実施する完了検査への対応

- 2 本調達に必要な諸手続きは全て受注者で行い、その費用を負担すること。

- 3 見積りの作成に当たり、現地確認が必要な場合は担当者と調整し、6月24日（水）から25日（木）までの間に実施すること。

- 4 受注の条件として、電気工事業者の登録を行っていること。

- 5 第2種電気工事士以上の資格保有者に1（3）を実施させること。

- 6 契約締結後、発注者に対し、速やかに配置技術者届（特記仕様書 別紙1）を提出すること。

- 7 撤去する既設品は、フロン回収破壊法に規定する第1種特定製品であるため、1（2）の実施に当たっては、同法の規定を遵守すること。

- 8 1（3）は、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編及び機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に基づき実施するものとし、完了後は試運転を行い、正常な稼働を確認すること。

- 9 稼働中の機器の更新であることから、既存品の停止による影響を最小限に抑える対策を講じること。特に7月から10月まではシェルター内が高温となることから、既存品の停止を伴う作業を実施しないこと。ただし、故障等により既存品の正常稼働を維持できない状況となった場合、同期間中であっても直ちに1（2）及び（3）を実施すること。

- 10 本調達は、三原中央シェルターの保守・維持管理に影響を及ぼすおそれがあることから、IRU契約事業者である株式会社MCATと連携し、適正な保守・維持管理を確保すること。

- 11 引渡しから起算して1年間を瑕疵担保期間とする。瑕疵担保期間中における機器の故障については、現地駆けつけ等による迅速な復旧措置を講じること。ただし、発注者の過失による故障、メーカー保証範囲外の部品交換については、本項に準じないものとする。
- 12 本調達の完了時、施工前後の写真を提出すること。
- 13 契約書、仕様書及び特記仕様書に記載のない事項であって、本調達の履行に必要なと認めるものについては、発注者に報告し、受注者の責任において実施すること。
- 14 契約書、仕様書及び特記仕様書の内容に疑義が生じた場合、発注者と協議し、合理的判断に基づいて解決すること。

(別紙1)

配置技術者届

令和 年 月 日

三原市長様
(デジタル化戦略課)

受注者
住所
氏名 印

次の物品売買契約の履行にあたり、次の技術者を配置します。

契約年月日	令和8年 月 日
契約名	三原中央シェルター空調機売買契約
契約金額	円
納期	契約締結日から令和9年3月31日まで

技術者名	氏名： (年 月 日生) 資格：第 種電気工事士 番号：
雇用されている会社名	住所： 氏名： 電気工事業者登録番号：

※技術者の資格及び電気工事業者の登録を証明する書類を添付すること